

さいたま市告示第 8 1 8 号

産業集積拠点候補地区詳細検討業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

産業集積拠点候補地区詳細検討業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7 ・ 8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コン／開発事業」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本業務の遂行に当たっては、管理技術者、照査技術者を配置することとし、下記資格について、管理技術者及び照査技術者にて網羅するとともに、いずれかを有する者とする。なお、管理技術者、照査技術者はいずれも 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものであり、管理技術者と照査技術者は兼ねることができないものとする。

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）、または R C C M（都市計画及び地方計画）

②土地区画整理士

(5) 平成 2 7 年度以降に、埼玉県、東京都、神奈川県または千葉県において、農地を含む市街化区域編入と併せた産業系施設の誘致を目的とした土地区画整理事業に係る農林協議資料作成の実績を有すること。

(6) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)、及びIS09001（品質マネジメントシステム）の認証を有していること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 産業拠点整備係 電話 048(829)1356

(2) 交付期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査(以下、「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により受付期間必着とする。)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和7年5月27日(火)午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよ

う整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月29日（木）13時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 西会議棟 第1会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月29日（木）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048 (829) 1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048 (829) 1356

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。